

としま 区議会 だより

議会改革特集号

平成26年
5月21日発行

豊島区議会
広報編集委員会

- 議会改革検討会の資料・会議録は、議会図書室で閲覧できます。
- 検討結果報告は、区議会ホームページでも閲覧できます。

豊島区議会事務局 〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1 ☎3981-1453 FAX:3981-3975
http://www.city.toshima.lg.jp/kugikai E-mail:A0028903@city.toshima.lg.jp

議会改革進行中

～議会改革検討会の検討
結果報告がまとまりました～

(平成26年1月)

特集号では、議会改革検討会の結果概要をお知らせします

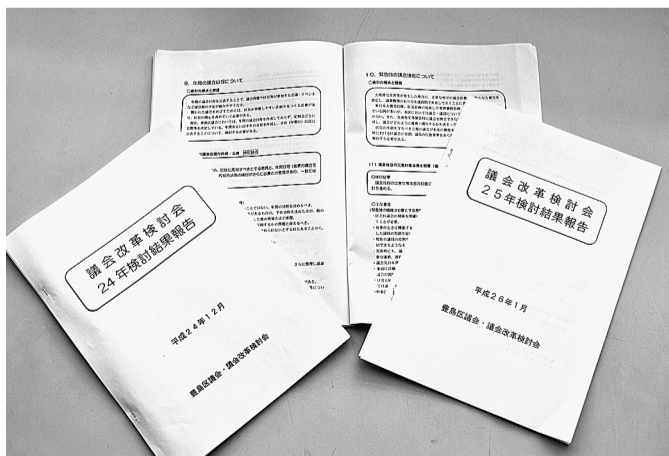
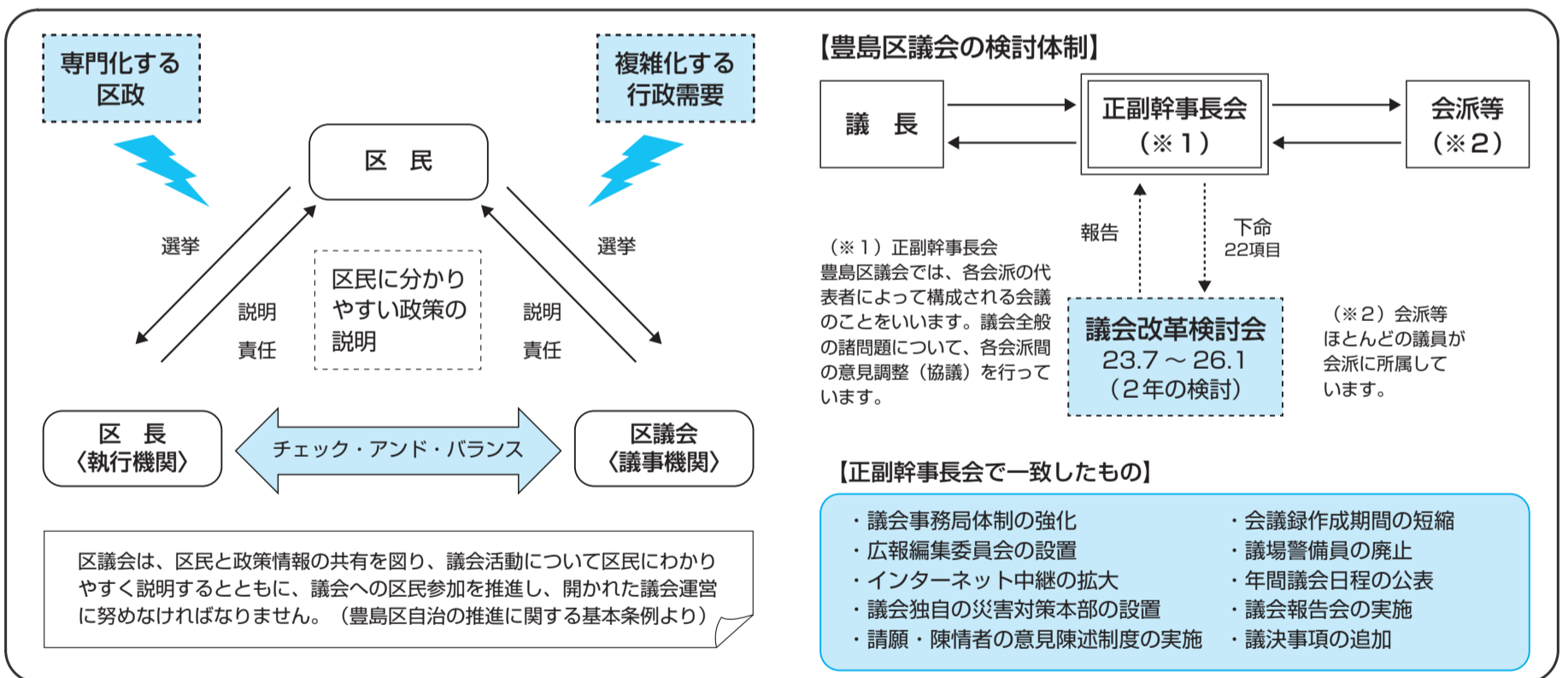
開かれた、区民にわかりやすい議会を目指して

議会は、区民の生活に直結する重要な事項を決定しています。
豊島区議会は、区民に開かれた、より一層わかりやすい議会運営を実現するため議会改革検討会を立ち上げ（平成23年7月）、議会運営など議会全般にわたる改革（22項目）について27回の検討を行い、検討結果報告をまとめました（裏面）。
議会改革の検討項目のうち、すでに6項目は実施済み、4項目は、実施に向け準備中。その他については、正副幹事長会（右下図参照）で協議中です。



議会改革検討会の様子

わかりやすく、開かれた議会の実現により、豊島区議会は、さらに説明責任を果たします!!



議会改革検討会 検討結果報告

● 議事機関とは

区議会は、条例の制定、その他の自治体運営に係る基本的事項について、審議し、決定します。地方議会が議事機関と呼ばれるのは、区長、行政委員会等の執行機関に対するチェック機関として、政策論争を活発に行い、議決を通じて区民福祉の向上に取り組むことが期待されているからです。

● 二元代表制とは

議会と自治体の長は、ともに直接選挙で選ばれる代表者であることから、二元代表制（大統領制）と呼んでいます。自治体の運営に不可欠な権限を議会（意思決定権限）と区長等（執行権限）に分け、両者間におけるチェック・アンド・バランスにより、区政を運営していくことになります。両者の意思が一致しないこともありますが、地方自治法では最後に有権者である区民が判断する構造となっています。

議会改革についてご意見をお寄せください

はがきや便せんなどに①ご意見②〒・住所③氏名を記入し、郵送、FAX、またはEメールで区議会事務局へ。※個別に直接回答はいたしません、今後の参考といたします。